

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:環境経済部環境政策課 No.011

処 分 名	販売禁止鳥獣等の販売の許可
処 分 の 概 要	学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第24条第1項
審 査 基 準	<p>許可の対象は、販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品（生肉、くんせい、みそ漬け、塩漬け等））の販売とします。</p> <p>販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の(1)、(2)のいずれにも該当する場合に許可するものとします。</p> <p>(1) 販売の目的が法律施行規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>(2) 販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。</p> <p>市長は、申請内容を審査のうえ適正と認める場合には、法律施行規則第24条第3項による様式の販売禁止鳥獣等の販売許可証を交付するものとします。</p>
標準処理期間	7日（休日を含まない）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	第3別館1階環境政策課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

(販売禁止鳥獣等の販売の許可)

第二十四条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

■鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

(販売の目的)

第二十三条 法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。

一 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合

イ 鑑賞

ロ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

二 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合

イ 鑑賞

ロ 放鳥

ハ はく製

ニ 食用

ホ 羽毛の加工

ヘ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的

■地方自治法

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

■知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 知事の権限に属する事務のうち、別表の事務の欄に掲げる事務は、それぞれ同表の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

別表第93項